

残つてゐる。

### 三、地主の狀態

#### (1) 負數

關係地主は橋本太次兵衛氏他八十名、曰高地主協会加盟の地主である。

#### (2) 曰高地主協会

曰高地主協会は昭和五年、当時の争試の最中大曰本地主協会の高落松男氏等の指導に依つて生まれ、大曰本地主協会の系統組織であつたが昭和七年末、中央部との連絡を断ち、曰高独自の組織化してゐる。現在事務所を和歌山縣曰高郡御坊町藺に置く。現在の主幹部は

- 會長 椎崎 楠一氏
- 理事 湯川 登、寺井秀昌、玉井幸太郎、湯川守、橋本太次兵衛

の五氏であるが、事務は殆ど寺井秀昌氏一人で切り廻してゐる。  
(3) 地主の経済的事情

曰高地主協会の地主は橋本太次兵衛氏一人が七十八町歩の土地を小作させてゐる以外は大体十町前後のものか十五六名他は五六町以下の小地主である。地方財賦にもこれと云ふ勢力を持つてゐる地主も少ない。政治的關係も極めて稀薄で地方自治政に対しても何等の勢力を持つてゐない。

### 四、過去の小作争議

全国農民組合が組織される以前の小作争議は暫らくこれを置くが、小作人が少く、何年も小作料を納入せねば放つて置くといふ林野風習があつた。このための争議はそれまでも、屡々あるにはあつた。が大衆運動の丁度、少い地方である。

昭和四年全国農民組合支部が組織されるや、各支部一斉に五割減の要求をした。これはしかし未解決のまま、五年度に持ち越された。五年度も亦小作料を不納して抗争した。地主側が曰高地主協会を組織したのはこの年である。大曰本地主協会の高落松男氏は直接曰高地主協会を指導して全国農民組合和歌山縣聯合会の抗争を遂げ、法廷戦、演説会、小作人側の示威運動、請停戦等々、小作人側には改名の斗争、糾弾、入会を促した。此の年も未解決のまま、昭和七年度に持ち越された。かゝる中にも全農側の巧みな戦術に依つて引き延ばされ、キチ四十五丁歩に及び、土地返還の訴訟は五月一杯に結審され、地主側の勝訴が見越された。

五月中旬地主側は暴力団を御坊町に駐屯させ、組合側も組織の戦時編成を行つて争試は最悪の狀態に陥入つた。網戸和歌山縣特高課長が事態を察へ、強制的に両者の請停に乗り出したのが五月二十五日、五月二十八日遂に昭和四年以来、四年迄の大争試は一先が解決されたのである。